



平成 24 年 4 月 13 日

知 事 本 局

官民連携インフラファンド運営事業者の募集を開始します

東京都では、社会資本整備における長期的かつ安定的な資金循環システムの構築と、喫緊の課題である電力の安定供給に資するため、官民連携によるインフラファンドとして投資事業有限責任組合を設立します。

本組合の設立に当たり、広く民間の事業者から、ファンド運営事業者を募集することとなりましたので、下記のとおり受付を開始します。

記

1 募集対象

官民連携インフラファンド（投資事業有限責任組合）の業務執行を行うファンド運営事業者（無限責任組合員または無限責任組合員に対して投資運用助言等を行う者）で、一定の条件を満たす者。

2 募集期間

平成 24 年 4 月 13 日（金）から同年 5 月 14 日（月）午後 5 時まで（必着）

詳細は別添資料「官民連携インフラファンド運営事業者募集要項」をご覧ください。

<お問い合わせ先>

知事本局投資政策部管理課 電話 03-5388-2155

官民連携インフラファンド運営事業者募集要項

1 趣 旨

東京都では、社会資本整備における長期的かつ安定的な資金循環システムの構築と、喫緊の課題である電力の安定供給に資するため、官民連携によるインフラファンドとして投資事業有限責任組合（以下、「本組合」という）を設立します。

つきましては、広く民間の事業者から、本組合の業務を遂行するファンド運営事業者を募集します。

2 東京都の投資方針について

東京都は、有限責任組合員として本組合に参画し、30億円を上限額として本組合に対して出資を行う予定です。東京都は、以下の方針に基づき、出資を行います。

- ・東日本大震災の影響による原子力等を中心とするエネルギー政策からの転換という背景を踏まえ、中長期的に需要の増大が見込まれる電力等のエネルギー分野に関連する株式等に投資することにより、投下資金の安定的な運用を目的とする。
- ・主として東京電力管内を中心とした首都圏を投資対象としたうえで、広く全国の再生可能エネルギー案件も視野に入れ、東京電力管外の電力供給安定化にも貢献するなど、ファンドへの出資を通じて首都圏の電力供給の安定化に資することとする。
- ・運用の指図に関する権限については、公募手続きにより選定する民間事業者を中心とする者に委ねることとし、東京都自らの判断のみによる運用は原則として行わないこととする。

3 募集対象

本組合の業務執行を行うファンド運営事業者（無限責任組合員または無限責任組合員に対して投資運用助言等を行う者）で、下記の応募条件を満たす者。

- ① 事業者の選定後、6ヶ月以内に投資事業有限責任組合契約を締結可能であること。
- ② 本組合に対し、総有限責任組合員の出資総額の1%以上の無限責任組合出資を行うこと。
- ③ 有限責任組合員に対し、下記の権限を付与すること。
 - ・本組合の財産状況及び業務執行状況に対する検査権
 - ・本組合の財産状況及び業務執行状況に対する質問権
- ④ 本組合の意思決定機関としての投資委員会に相当する機関について、有限責任組合員に対し下記の権限を付与すること。
 - ・投資委員会に相当する機関にオブザーバーとして参加し、意見具申等を行うこと

- ⑤ ファンド運営事業者は、投資家等に対し出資を募ること等により、本組合に対する出資総額を200億円程度とすること。
- ⑥ 金融商品取引業者の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出を行っている者。

4 募集期間

平成24年4月13日（金）から同年5月14日（月）午後5時まで

5 応募書類の提出

応募に係る提出書類は、下記の要領でご提出ください。

提出先 東京都知事本局投資政策部管理課 担当 阿達・福田・伊藤
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 9階北側
(持参の場合は要事前連絡、郵送等の場合は配達記録が残る方法で)

6 提出書類

応募に際し、東京都に提出していただく書類等は下記のとおりです。

A. 企画提案書（注：①～⑩については、合計25枚以内（A4ヨコ書）とする）

- ① ファンド運営事業を行うに当たっての基本方針
- ② ファンド概要（ファンドのスキーム、目標 IRR、提案者等のコミットメント金額、投資家の確保状況を含む）
- ③ ファンド運営体制（主たる担当者の配置、役割分担を含む）
- ④ 担当ファンドマネージャーの経歴及び業務実績
- ⑤ 投資案件発掘手法
- ⑥ 投資予定プロジェクトの概要
- ⑦ 投資実行スケジュールの概要（⑥について）
- ⑧ 投資案件評価の考え方（投資判断手法、目標 IRR の設定根拠を含む）
- ⑨ 投資実行後のモニタリング体制（投資先の事業価値向上策を含む）
- ⑩ 提案者の組織における内部統制（リスク管理体制、コンプライアンス態勢、情報開示等）
- ⑪ 提案者及び担当ファンドマネージャーのファンド運営実績（ファンド組成の実績、投資案件実績、運用パフォーマンス実績を含む）
- ⑫ 投資事業有限責任組合契約のドラフト
- ⑬ 投資ガイドラインのドラフト

B. その他提出書類

- ① 提案者の組織情報（事業内容、従業員数、組織図、役員名簿、役員略歴、役員の担当業務一覧等）
- ② 提案者の財務情報（直近3期の税務申告書、決算書、勘定科目内訳書等）

- ③ 提案者の履歴事項全部証明書（直近 3 ヶ月以内に取得したもの）
- ④ 提案者の定款（正本）
- ⑤ 提案者の主要株主一覧
- ⑥ 提案者が金融商品取引業者の登録を行っている場合は登録番号、適格機関投資家等特例業務の届出を行っている場合は届出を行っていることを証する書面の写し
- ⑦ 提案者の親会社の組織情報（名称、事業内容、従業員数等）
- ⑧ 提案者の親会社の財務情報（直近 3 期の決算書等）
- ⑨ 提案者の親会社等（主要株主を含む）からの提案者に対するコミットメントの状況（投資実行枠の設定額、財政的支援等）

すべて（その他提出書類③・④・⑥を除く）14部ずつ紙媒体で提出するとともに、作成した電子ファイルデータを複製利用できる形式で電子媒体（CD-ROM）に記録し、1部添付してください。その他提出書類③・④・⑥については、紙媒体にて各1部ずつ提出してください。

その他提出書類②及び⑧については、業歴が3期末満の場合は、現存する書類を提出してください。また、設立後間もなく、決算を経ていない場合には、試算表等を用いて、経営状況等を説明できるようにしてください。

7 審査

本要項にも記載の「東京都の投資方針について」を踏まえ、下記によりファンド運営事業者を選定いたします。

- ① 審査方法
 - ・ 提案者より提示された書類についての書面審査
 - ・ 必要に応じ、ヒアリングや現地視察、或いは候補者のプレゼンテーションを実施
 - ・ 審査結果は、すべての提案者に対し通知予定
- ② 審査基準（別紙を参照）
 - ・ 提案者の経営の健全性、信用力
 - ・ 本事業の目的及び趣旨の理解
 - ・ 本事業の実施体制
 - ・ 提案者及び担当ファンドマネージャーの経験及び能力
 - ・ 提案者の投資案件発掘能力
 - ・ ファンド組成能力
 - ・ 投資案件の実行、管理能力
 - ・ 投資事業有限責任組合契約条件
 - ・ 提案者の組織における内部統制

8 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュールは、以下の予定といたします。

- | | |
|------|--------------------|
| 6月下旬 | ファンド運営事業者の選定 |
| 7月以降 | 組合契約の締結、東京都による出資実行 |
| 年度内 | 組合による投融資の実行 |

9 その他

東京都からファンド運営事業者に選定された事業者は、下記の事項を遵守して下さい。
東京都からの勧告を受けても改善が見られない場合は、東京都は出資の意思を撤回することがあります。

- ① ファンド運営事業者に選定された事業者は、速やかに組合設立への準備を行い、組合契約の締結に向け最大限の努力を行うこと。
- ② ファンド運営事業者の選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、6ヶ月以内に組合契約の締結を行うこと。

10 問い合わせ先

東京都知事本局投資政策部管理課 担当 阿達・福田・伊藤

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 9階北側

e-mail S8000567@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5388-2155

FAX 03-5388-1212

別紙 審査基準

審査項目		関連書類、提案項目
① 提案者の経営の健全性、信用力		
	提案者の財務的基盤、信用力	組織情報、財務情報等
	提案者が企業グループに属している場合の親会社（主要株主を含む）の財務的基盤、信用力	親会社の組織・財務情報、主要株主一覧
② 本事業の目的・趣旨の理解		
	我が国の電力市場における特殊性を踏まえ、今後の電力供給の安定化を含む、今後の電力市場の動向に対する課題、問題認識 〔①電力自由化、②電力危機、③原子力発電の動向、④再生可能エネルギー（フィードインタリフ制度）、⑤電力需給マネジメント、⑥環境対策等の観点を織り込むこと〕	基本方針
	本件ファンド事業が、電力供給の安定化等、電力市場に貢献することに対する基本的考え方	基本方針
	我が国の電力市場に対する投資戦略とリスクマネジメントに対する基本的考え方	基本方針
③ 本事業の実施体制		
	事業実施体制の適切性、充実度	ファンド運営体制
④ 提案者及び担当ファンドマネージャーの経験・能力		
	提案者及び担当ファンドマネージャーによる本事業に類似・関連するファンド組成及び投資案件の実績 過去に組成したファンドにおける運用パフォーマンスの実績（IRR実績等）	ファンド運営実績
	担当ファンドマネージャーの専門性・能力	担当ファンドマネージャーの経歴及び業務実績
⑤ 提案者の投資案件発掘能力		
	提案者等が現在開発中又は検討段階にあるプロジェクト案件の具体性	投資予定プロジェクトの概要
	新規開発案件発掘のための情報収集力、及びネットワーク力	投資案件発掘手法
	ファンドの投資実行スケジュールの具体性	投資実行スケジュールの概要
⑥ ファンド組成能力		
	提案者又は担当ファンドマネージャーの本件ファンド事業へのコミットメント金額の方針	ファンド概要
	ファンドの組成規模及び他の有限責任組合員のコミットメント（出資約束金額）の確保状況	ファンド概要
⑦ 投資案件の実行、管理能力		
	投資実行プロセスにおける案件評価の客観性、妥当性	投資案件評価の考え方
	投資実行後のモニタリング体制の適切性、妥当性	モニタリング体制
⑧ 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）条件		
	組合契約における東京都の要求事項の充足度	投資事業有限責任組合契約（ドラフト）
	投資ガイドラインの具体性、妥当性	投資ガイドライン（ドラフト）
	その他組合契約の各種規定における妥当性	投資事業有限責任組合契約（ドラフト）
⑨ 提案者の組織における内部統制		
	リスク管理体制、コンプライアンス態勢、情報開示体制等に関する整備状況	提案者の組織における内部統制